

平成26年  
第1回  
定例会

# 埼玉西部消防組合議会会議録

## 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

---

### 議 事

月 日 曜日	議 事	
2月12日(水)		
○議事日程		3
○開会及び開議の宣告(午後1時31分)		
○議事日程の報告		7
○議会運営委員会委員長の報告		7
○会議録署名議員の指名		7
○会期の決定		7
○諸般の報告		8
○管理者提出議案の一括議題(議案第1号～議案第5号)		9
○提案理由の説明		9
藤 宮 消防長		
○質 疑		12
○討 論		12
○採 決		12
○管理者提出議案の上程(議案第6号)		13
○提案理由の説明		13
藤 宮 消防長		
○質 疑		15
1番 安 田 義 広 議員		15
2番 末 吉 美 帆子 議員		21
3番 荒 川 広 議員		23
○討 論		27
3番 荒 川 広 議員		27

1番 安田 義 広 議員	28
○採 決	29
○休 憩 (午後2時54分)	
<hr/>	
○再 開 (午後3時30分)	
○一般質問	30
4番 町 田 昌 弘 議員	30
1番 安 田 義 広 議員	32
2番 末 吉 美帆子 議員	34
3番 荒 川 広 議員	38
○議事日程の追加	44
○休 憩 (午後4時27分)	
<hr/>	
○再 開 (午後4時28分)	
○管理者提出議案の上程 (議案第7号)	45
○提案理由の説明	45
藤 宮 消防長	
○質 疑	45
○討 論	46
○採 決	46
○管理者挨拶	46
○閉 会 (午後4時34分)	
<hr/>	

# ○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第1号

平成26年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

平成26年1月31日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 平成26年2月12日

2 場 所 所沢市議会議場

---

## ○ 応招・不応招議員

平成26年第1回定例会

### 応招議員

1番	安田義広	議員	2番	末吉美帆子	議員
3番	荒川  広	議員	4番	町田昌弘	議員
5番	小谷野  剛	議員	6番	栗原  武	議員
7番	浜野好明	議員	8番	村上  浩	議員
9番	秋田  孝	議員	10番	齋藤忠芳	議員
11番	石井幸良	議員	12番	加藤由貴夫	議員
13番	野田直人	議員	14番	向口文恵	議員
15番	宮岡治郎	議員	16番	近藤常雄	議員

### 不応招議員

なし

平成26年  
第1回  
定例会

# 埼玉西部消防組合議会会議録1号

---

平成26年2月12日（水曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
  - 2 開 議
  - 3 議会運営委員会委員長の報告
  - 4 会議録署名議員の指名
  - 5 会期の決定
  - 6 諸般の報告
  - 7 管理者提出議案の一括議題（議案第1号～議案第5号）
  - 8 管理者提出議案の上程（議案第6号）
  - 9 一般質問
  - 10 議事日程の追加
  - 11 管理者提出議案の上程（議案第7号）
  - 12 管理者挨拶
  - 13 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	安田義広議員	2番	末吉美帆子議員
3番	荒川 広議員	4番	町田昌弘議員
5番	小谷野 剛議員	6番	栗原 武議員
7番	浜野好明議員	8番	村上 浩議員
9番	秋田 孝議員	10番	齋藤忠芳議員
11番	石井幸良議員	12番	加藤由貴夫議員
13番	野田直人議員	14番	向口文恵議員
15番	宮岡治郎議員	16番	近藤常雄議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	仲川幸成	副管理者
大久保勝	副管理者	田中龍夫	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	藤宮直樹	消防長
田島義康	消防局副局長	橋本賢一	消防局副局長
平沼良政	消防局副局長	江口庸介	消防局次長 兼指令課長
森田浩之	企画財政課長	荒幡憲作	総務課長
植野豊	予防課長	関口崇	警防課長
横島和美	救急課長	新井清	所沢中央 消防署長
小高繁男	所沢東 消防署長	藤川健治	狭山消防署長
竹田光男	入間消防署長	駒井肇	飯能日高 消防署長

午後1時31分開会

出席議員 16名

1番	2番	3番	4番	5番	6番
7番	8番	9番	10番	11番	12番
13番	14番	15番	16番		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消防長	消防局副局長	消防局副局長
消防局副局長	消防局次長兼指令課長	企画財政課長	総務課長
予防課長	警防課長	救急課長	所沢中央消防署長
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長



### ◎開会及び開議の宣告

- 近藤常雄議長 ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。
- 直ちに、本日の会議を開きます。
- 

### ◎議事日程の報告

- 近藤常雄議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。
- 

### ◎日程第1 議会運営委員会委員長の報告

- 近藤常雄議長 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。
- 議会運営委員会委員長、小谷野議員。
- 小谷野 剛議会運営委員長 平成26年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に先立ちまして、本日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。
- 会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。
- 続いて、条例5件の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。
- 次に、平成26年度一般会計予算の提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。
- 最後の日程として、一般質問を行います。
- なお、通告者は4名となっております。
- 以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただきますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。
- 以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。
- 近藤常雄議長 以上で報告を終わります。
- 

### ◎日程第2 会議録署名議員の指名

- 近藤常雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、
- 7番 浜野好明 議員
- 14番 向口文恵 議員
- 以上2名の方を指名いたします。
- 

### ◎日程第3 会期の決定

○近藤常雄議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

○近藤常雄議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、平成25年8月分、9月分、10月分、11月分、12月分の結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、御報告をいたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○原嶋書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第139号

平成26年2月12日

埼玉西部消防組合議会

議長 近藤常雄様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

#### 埼玉西部消防組合議会付議事件について

平成26年第1回埼玉西部消防組合定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第1号 埼玉西部消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

議案第2号 埼玉西部消防組合の証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第5号 埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

議案第6号 平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算

以上で朗読を終わります。

○近藤常雄議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 本日ここに平成26年埼玉西部消防組合議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき、提案いたしました議案について御審議いただきますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。平成26年度予算を初め条例の制定が1件、条例の改正が4件であります。予算につきましては、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営が図られるよう編成してありますので、よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 管理者提出議案の一括議題（議案第1号～議案第5号）

○近藤常雄議長 日程第5、議案第1号「埼玉西部消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例」、議案第2号「埼玉西部消防組合の証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第3号「埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」、議案第5号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

#### ○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 それでは、一括して議案第1号から第5号までの提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号「埼玉西部消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の1ページと議案資料の1ページをごらんください。

消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められているところがございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法第15条の改正により政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされました。このため、各市町村が条例を制定するに当たって参酌すべき基準が市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令で定められ、消防組織法の改正とともに平成26年4月1日から施行されることとなりました。

このことを受け、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるため、本案を提案するものでございます。

次に、議案書の3ページをごらんください。

本案では、消防長の資格を第2条第1号及び第2号で規定しております。

第1号では、埼玉西部消防組合消防職員として消防業務に従事した者で、埼玉西部消防組合の消防署長の職又は埼玉西部消防局の次長の職その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったものであることと規定しております。

第2号では、組合市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他組合市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであることと規定しております。

次に、消防署長の資格でございますが、第3条で、消防署長の資格は、埼玉西部消防組合消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとすると規定しております。

以上で議案第1号の提案理由を終わります。

続きまして、議案第2号「埼玉西部消防組合の証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

地方自治法の一部が改正され、議会の本会議においても公聴会の開催や参考人を招致することができるようになりましたことから、公聴会に参加した者及び出頭した参考人を実費弁償の支給対象とするため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案資料の13ページに、本条例改正の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第3号「埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の9ページをごらんください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、同法第5条中に項ずれが生じることから、条例において引用する部分を改正するものでございます。

なお、議案資料の15ページと16ページに本条例改正の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第4号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の13ページをごらんください。

消防法施行令の一部が改正され、同令第37条、検定対象機械器具等の範囲が見直されたことにより、同条中に号ずれが生じることから条例において引用する部分を改正するものでございます。

なお、議案資料の17ページに本条例改正の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第5号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の17ページをごらんください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、平成26年4月1日から、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額が引き上げられることとなりました。その理由につきましては、1つ目として、消費税及び地方消費税の引き上げが行われること、2つ目として、人件費等を直近の数値を用いて積算し直したこと等により実費に変動が生じていることが判明したことによるものでございます。

また、震災時等においては、ガソリンスタンドなど危険物施設の被災により、緊急車両等への給油や避難所への非常用電源及び暖房設備等への燃料供給に支障が出ることが想定されますが、このような緊急事態には災害応急対応として円滑な燃料供給体制を確保することが防災対策として重要であると考えております。

こうしたことから、震災等に伴う危険物の仮貯蔵、仮取り扱いが想定される申請者に対し、手数料の免除の制限を緩和するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案資料の19ページから33ページに本条例改正の新旧対照表及び手数料額改定箇所を添えてありますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○近藤常雄議長 これより採決いたします。

まず、議案第1号「埼玉西部消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「埼玉西部消防組合の証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第6号）

○近藤常雄議長 日程第6、議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

#### ○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算であります。歳入歳出の予算額は、歳入歳出それぞれ103億2,567万5,000円となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページ、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条 地方債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページ「第2表地方債」のとおりで、限度額の総額は10億5,450万円となります。

第3条 一時借入金であります。借り入れの最高額は、5億円でございます。

次に、議案資料35ページから、平成26年度埼玉西部消防組合予算の説明に基づき御説明申し上げます。

37ページをごらんください。

平成26年度歳入歳出予算額は、前年度と比較し9億4,107万3,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、人件費1億1,303万4,000円、消防救急無線デジタル化整備事業7億5,510万1,000円の増額によるものでございます。

次に、40ページ、事業別の予算額をごらんください。

こちらの表は、当組合の全事業を歳出科目別に分類し、各事業費を消防局と署ごとに示したものでございます。

次に、41ページをごらんください。

各事業のうち平成26年度の主な事業内容等について御説明申し上げます。

議会運営事業につきましては、平成26年度から行政視察を計画していますことから、行政視察に要する経費を予算計上しております。

次に、42ページをごらんください。

人件費につきましては、1億1,303万4,000円の増額となっております。この主な理由として、平成25年度には組合市で負担していました埼玉県市町村総合事務組合退職手当特別負担金が平成26年度から当組合で負担することとなりましたので、負担金1億777万3,000円の増額によるものでございます。

企画財政事業につきましては、現有の消防力をより効果的、効率的に配置するための調査研究を進めるに当たり、常備消防力適正配置調査委託料496万8,000円を計上しております。

次に、43ページをごらんください。

車両更新整備事業につきましては、第一線車両として、所沢中央消防署山口分署の水槽付消防ポンプ自動車、狭山消防署の屈折はしご付消防自動車と水槽付ポンプ自動車、飯能日高消防署の水槽付消防ポンプ自動車と名栗分署の消防ポンプ自動車、その他の車両としまして指令車と機材車を更新します。また、所沢中央消防署に配備されておりますはしご付消防自動車のオーバーホールを行います。

なお、これら車両の更新に当たりましては、国庫補助金制度を最大限に活用し、経費の節減を図る予定でございます。

消防活動事業については、飯能日高消防署管内において山岳救助の出動件数が増加傾向にありますことから、老朽化の著しい資機材を更新いたします。

次に、44ページをごらんください。

コミュニティ助成事業につきましては、10割補助となります地方自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、入間消防署が所管となります幼年消防クラブの鼓笛隊セットとほつぴを整備いたします。

次に、45ページをごらんください。

高規格救急車整備事業につきましては、所沢東消防署富岡分署と狭山消防署富士見分署の高規格救急自動車を更新いたします。

なお、所沢東消防署富岡分署の高規格救急自動車につきましては、国庫補助金制度を活用し、経費の節減を図る予定でございます。

救急救命士新規養成事業につきましては、職員6名を救急救命士養成所に派遣する予定であります。

次に、46ページをごらんください。



119番受信事業につきましては、消防通信指令機器保守委託料が通信指令機器の増改修に伴う瑕疵担保期間が切れるため、3,436万6,000円の増額となっております。

次に、47ページをごらんください。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、鉄塔建設工事、基地局及び移動局の設備等の整備を平成26年度から3カ年の計画で行います。平成26年度につきましては鉄塔建設工事と基地局設備の整備を行い、その事業費は7億7,385万3,000円となります。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑を願います。

議案質疑通告者は3人であります。お手元に配付してあります通告書のとおり順次質疑を許します。

まず、安田議員。

○安田義広議員 それでは、質疑をさせていただきます。

通告書どおりにさせていただきます。まず、一般会計について大きく2つ、消防長に御答弁を願いたいと思います。

まず大きく、本予算の編成方針や特徴的な要素について、大まかで結構ですので、御説明願います。

次に、経常経費の減額の見通しについて、議案資料の予算編成方針には経常的経費は前年度以下を原則とするというのもございますので、ぜひこの見通しについてお話を伺いたいと思います。

次に、職員給与について、これ以下は担当課長のほうに御答弁願いたいと思います。

まず、1つ、昨年度の給与削減の影響、そういったものを御説明願いたい。

2つ目に、今回退職手当特別負担金増額の件が出ておりますが、この件についてもより詳細な説明を求めます。

3つ目に、第4ブロックの発足時の経費検証報告というのがございました。その説明と今回の予算がどう整合性が整っているかの御説明を願いたいと思います。

次に、警防活動並びに救急業務について、それぞれに3つお聞きしたいと思うんですが、これも車両更新計画、削減計画がございました。この進捗状況、それらをお聞きしたいと思います。

2つ目に、車両の効率化をするとサービスが低下するのではないかとというのが普通の疑問

だと思っておりますが、そのサービスの質の確認について御答弁願いたいと思います。

3つ目に、今回適正配置調査委託料というのが先ほども御説明ございましたが、まだよく意味がわかりませんので、この意味について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

次に、火災予防について、例えば立入検査とか住宅用の火災警備の状況など各構成市によっていろいろな違いがあるのだとは想像しているんですが、こういったことについて、もしくはその他についても、火災予防について西部組合全体としての取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、指令業務に関してですが、今回消防救急無線デジタル化事業というのが大きな予算でのせられております。資料にも、また御説明にもありましたけれども、もう少し詳細に御説明願いたい。

以上、大きく5つ質疑とさせていただきます。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

初めに、平成26年度の消防組合の予算の編成方針でございますが、消防の広域化による消防体制の充実強化、効率化による市民サービスの一層の向上を図ることを基本とし、構成市の市民全体の利益を第一に、効果的かつ効率的な予算とすること等を定めております。

予算編成における特徴的な要素の概要といたしまして、経常的経費は前年度以下を原則とし、投資的経費においても必要とされる事業について検討を重ね、重点的かつ計画的な予算計上としております。

また、各消防署における共通的な経費については、独自性、事務事業の創意工夫を尊重しつつ、消防局各課による横断的な調整により予算計上しております。

なお、構成市の予算編成方針、財政状況等に配慮するとともに、国庫補助金、交付税措置等の対象となる起債等、財政的なメリットのある財政手法は積極的に利用し、構成市への財政負担の軽減に努めております。

具体的な例といたしまして、平成28年5月末までに整備されることとされております消防救急無線のデジタル化事業は、平成26年度も継続されることとなりました充当率100%、交付税措置として元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される緊急防災・減災事業債を活用することにより、財政的により有利な条件で整備することといたしました。

平成26年度の予算編成においては、構成市との調整を行い、財政状況等に配慮しながら、広域化によるさまざまなスケールメリットを生かした予算編成としたものでございます。

なお、以降の答弁につきましては、担当からお答えいたします。

○近藤常雄議長 次に、田島副局長に答弁を求めます。

田島副局長。

○田島消防局副局長　私の所管する項目についてお答えいたします。

まず、経常経費減額の見通しでございますが、平成26年度組合予算全体に占める経常的経費の割合は約84%であり、そのうちの約93%は人件費でございます。消防の責務であります24時間災害対応体制を維持するためには、人員の確保は極めて重要であり、今後も同職員数の維持を前提にした場合、厚生年金の保険料統一に伴う共済組合負担金の引き上げ等も想定されることから、人件費についてはほぼ横ばいで推移していくことが考えられます。

また、他の経常的経費についても、消防施設の老朽化による修繕料を含めた維持管理費、救急需要の高まりに伴う経費の増加、平成27年度に予定されている消費税の増税等、組合予算を圧迫する経費増も今後の懸案課題でございます。

いずれにいたしましても、構成市の市民が支払う税等を原資とする市負担金により運営しておりますので、最小限の経費で最大の効果を上げるよう経費の効率化に努めていきたいと考えております。

次に、職員給与の項目中、①の昨年の給与削減の影響でございますが、平成25年第2回臨時議会において、埼玉西部消防組合職員の給料の臨時特例に関する条例を可決していただき、平成25年10月から平成26年3月までの6カ月間減額措置を実施しているところでございます。国からの要請とはいえ、6カ月間の給料減額になるので職員にとっては大変厳しい内容であると思いますが、国家公務員、地方公務員ともに一丸となって、東日本大震災を契機とした防災・減災事業の推進等の喫緊の課題を迅速かつ的確に対応するための原資となること、期間も限定されていることから、影響があっても限定的であると考えております。

次の退職手当特別負担金増額の詳細説明でございますが、当組合においては、退職手当に関する事務を共同処理するために埼玉縣市町村総合事務組合に加入しております。この組合の規定により、退職手当の原資として、毎月の給料月額に負担金率を乗じた退職手当負担金を納めております。この退職手当負担金は、退職手当の基本額として使用されますが、定年退職、勸奨退職等については基本額より退職手当が割り増しされて支給することから、その差額を特別負担金として、退職日の4カ月後に埼玉縣市町村総合事務組合に支払うこととなっております。

平成25年度予算の退職手当特別負担金については500万円を計上しておりますが、本組合発足前の定年退職、勸奨退職の特別負担金については組合市に支払い義務が発生するため、この中に平成25年3月31日の定年退職、勸奨退職の特別負担金は含まれておりません。

なお、この特別負担金は合計で1億1,920万円となり、平成25年7月までに構成市で支払い済みであります。

平成26年度予算では、平成26年3月31日に定年及び勸奨により退職する職員の特別負担金

は、構成市ではなく、当組合に支払い義務が発生するため、21人分の特別負担金1億770万円を新たに計上させていただいております。その結果、平成25年度予算に比べ退職手当特別負担金が増額になったものでございます。

次に、発足時の経費検証報告や説明との整合性でございますが、経費検証報告では、給料は平成25年度が34億623万9,000円、広域前と比べ年間331万4,000円増加すると試算していました。今年度の給料の最終執行予想額は、臨時特例減額前で34億471万7,000円、広域前と比べ増加額は179万2,000円となり、経費検証報告より増加幅を抑えられる予定です。これは経費検証報告作成時に予定できなかった育児休業者、死亡退職者等が発生したことが考えられます。一方、職員手当については、経費検証報告では、実績給である時間外勤務手当と休日勤務手当を除く平成25年度の手当額を21億8,260万7,000円、広域前と比べ年間815万円減額すると見込んでいましたが、今年度の職員手当の最終執行予想額は21億6,600万円、広域前と比べ年間約2,300万円の減額となり、経費検証報告より削減できる予定です。今後についても経費検証報告を踏まえ、適切な給与を支給していきたいと思っております。

続きまして、次の項目の3番目の消防力適正配置調査委託でございますが、調査を実施することで現状の消防力の充足状況を把握し、消防力の配置がえや増強等を行う場合の適正な配置の仕方やその効果を知ることができるものでございます。

御案内のとおり、当組合は広域化によりまして組織規模が拡大いたしました。消防力があります施設、車両、職員については基本的に旧消防本部から引き継いだ形で運用しております。消防組合といたしましては、今後の消防力の整備の方向性を明らかにし、各種災害に対応できる警防・救助体制や救急需要の増加に対応した救急体制の整備など消防力の総合的な向上が必要と考えております。そのために、消防力適正配置調査を委託し、客観的かつ説得力のある判断資料をもとに、人的にも財政的にも限られた消防力を効率よく配置するための方向性を検討してまいります。

なお、近隣消防本部では、さいたま市消防局、埼玉県南西部消防本部、入間東部地区消防組合消防本部等が既に調査を行っておりまして、来年度に川越地区消防局並びに埼玉東部消防組合消防局が調査を行うものと伺っております。

次の項目の消防組合全体としての火災予防の取り組みでございますが、住宅火災による死傷者のうち高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、その発生を防止し、被害を軽減するため、高齢者への防火訪問や各種イベント、あらゆる機会を通じて防火対策の周知を行うとともに、奏功事例を活用した住宅用火災警報器の普及促進や維持管理に関する広報の強化に取り組んでまいります。また、幼年消防クラブなどの防火活動を積極的に推進し、幼少年期における防火・防災思想の普及啓発を行ってまいります。

次に、深刻な社会問題である放火火災に対して、その状況をさまざまな媒体を通じ広く住

民に広報し、地域が主体となった放火されない環境づくりを推進し、放火火災の発生を低減させるため、消防と地域が連携した継続的な放火防止対策を講じてまいります。

次に、予防査察指導事業といたしまして、高齢者福祉施設、ホテル、大型商業施設など火災発生時の人命危険の高い防火対象物や危険物施設などを重点的に立入検査を実施し、消防法令違反是正や防火安全指導の徹底を図るとともに、各事業所の防火・防災管理体制や自衛消防力の充実・強化を図るため、防火管理講習等を効率的に各地区で開催してまいります。

また、火災原因調査のさらなる高度化を図るため、調査に要する資機材を計画的に整備するとともに、予防知識や火災調査技術の習得のため各種研修会を実施し、職員個々の資質向上を図ってまいります。

以上でございます。

○近藤常雄議長　次に、橋本副局長に答弁を求めます。

○橋本消防局副局长　私の担任する警防活動、救急業務に関する2点の御質疑にお答え申し上げます。

初めに、車両更新計画・削減計画の進捗についてでございますが、車両更新につきましては、埼玉西部消防組合車両管理規程及び車両管理要綱に基づく更新年数により車両更新を進めていくとともに、平成26年度に実施する現有消防力を効率的に配置するための消防力適正配置調査を参考に車両配備を進めていきたいと考えております。

消防車両の削減計画につきましては、埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画でお示ししたとおり、はしご車3台、化学車2台の削減としており、はしご車につきましては署所の配置状況、隣接消防署からの対応範囲等を勘案し、平成23年度に旧埼玉西部広域消防本部のはしご車を1台削減しました。

今後の計画ですが、平成26年度に所沢東消防署富岡分署に配置されているはしご車1台、平成29年度に入間消防署藤沢分署のはしご車1台、合計2台を削減する計画でございます。

化学車につきましては、危険物施設数及び地域の実情等を勘案し、平成28年度に狭山消防署、飯能日高消防署に配備されている化学車を2台削減する計画でございます。

救急車につきましては、今後も救急需要の増加が見込まれることから、現状の25台を維持する計画でございます。

続きまして、2点目の車両効率化とサービスの質の確認についてでございますが、広域化され、市境がなくなり、出場区域が広がったことから、初動の段階で直近方式の出場編成に基づき多くの部隊を出場させることができ、広域前に比べ出場部隊数、活動隊員数が増加しております。

さらに、広域前には第2出場までの編成の消防力で災害対応していた消防本部もありましたが、広域後は第3出場までの編成に強化され、応援出場等の部隊確保が可能になり、出場

体制が強化され、市民サービスの向上が図られているものと考えます。

また、救急業務につきましても、各署所に配置してある合計25台の救急車を直近方式により少しでも早く現場へ到着させ、早期に医療機関へ収容できるよう効率的な運用を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、江口次長に答弁を求めます。

○江口消防局次長兼指令課長 それでは、指令課所管部分につきましてお答え申し上げます。

第1回定例会議案資料の47ページをお願いいたします。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、電波の有効利用等を目的とする国の施策によりまして、平成28年5月末日までに、消防救急無線はアナログ波からデジタル波に移行することになります。期日が定められているため、全国の消防本部がほぼ同時期に更新整備を進めているところでございます。

当消防局では、3年間の整備を計画しておりまして、1年目に基地局整備、2年目に移動局整備、3年目にアナログ機器等既存設備の撤去を行うものでございます。

本年度、デジタル整備を進めるに当たり、広域消防のメリットを生かし、設備及びコストの削減を目的に、昨年度の電波伝搬調査等の基本設計をベースに本設計を行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、主基地局——こちらはメイン基地局の意味でございますが、消防局の北側駐車場内に高さ42メートルの鉄塔を建設し、デジタル無線アンテナ等を設置するとともに、飯能日高消防署の既存の鉄塔にも同様のデジタル無線アンテナ等を設置するものでございます。このメイン基地局の2局によりまして山間部を除く構成5市全域をカバーするものでございます。

なお、奥武蔵の山間部につきましては、シミュレーションや電波実測調査の結果を踏まえまして、吾野、名栗、原市場、南高麗の各地区に補完局を設置し、不感地帯のエリアを最小限に抑えるとともに、コストを削減するため、4局のうち2局は既存の公共施設を利用する計画でございます。

また、消防局と飯能日高消防署に設置するメイン基地局間につきましては、NTTの光回線とパラボラアンテナを用いた多重無線設備を設置し、アプローチ回線の二重化を図ったことによりまして、地震等によりNTT光回線の切断事故等が発生した場合、バックアップのアプローチ回線を確保し、消防救急無線体制の安全向上を図る計画でございます。

次に、2年目の平成27年度では移動局の整備を実施いたします。具体的に申し上げますと、消防車や救急車等の車載用移動局無線機、各消防署に配置する卓上型固定無線機、山火事や山岳救助など山間部の災害に活用する可搬型移動局無線機、このほか受令機、携帯無線機等

を購入するものでございます。

最後に、3年目の平成28年度につきましては、アナログ機器等既存設備のデータを全て消去した上で撤去するものでございます。

以上が3カ年の整備計画でございます。

次に、経費でございますが、平成23年8月24日に埼玉県消防広域化第4ブロック経費検証として報告させていただきました「消防救急無線デジタル化移行経費」に、単独消防で行った場合は総額で17億600万円、広域消防で行った場合は総額で13億1,500万円と試算見積もりを御提出させていただいたところでございますが、この3カ年の事業予定額は経費検証試算見積もり額以内でおさまっている状況でございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で、安田議員の議案質疑は終了いたしました。

次に、末吉議員。

○末吉美帆子議員 通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

私は、人件費の部分についてお伺いをいたします。

一般会計予算94ページ、給与明細書の中に職員数の記載がございますが、平成26年度の職員数は862名、前年度864名と比べて2名の減少となっております。職員を減らした理由についてお尋ねをいたします。

それから、2点目の警防活動費なんですけれども、広域化による車両適正配置計画については安田議員と重なっております、詳細な御説明をいただきましたので、私のほうは省略させていただきます。

それから、ただいまの指令業務費、消防救急無線のデジタル化の詳細についてなんですけれども、安田議員から、デジタル化整備の3カ年計画についての質疑がありましたので、私からは、平成26年度の基地局整備について、その詳細をお尋ねします。

消防局と飯能日高署の2カ所にメイン基地局を設置し、山間部に4カ所の補完基地局を設置するとの御説明でしたが、今年度、消防局の鉄塔や補完局の概要について説明をお願いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

職員数を減らした理由についての御質疑ですが、来年度につきましては議員御指摘のとおり、再任用者を除き2名の減となっております。各構成市が厳しい財政状況の中、市職員の削減を図っていることも消防局として十分承知しております。構成市において人件費削減を進めている中、消防局においても現状維持が困難な状況にありますので、構成市との調整に

において2名の減を決定したものでございます。

なお、実員数の減につきましては、全体業務の見直しを図るなど影響のないよう調整しているところでございます。

なお、以降の答弁につきましては、担当からお答えいたします。

○近藤常雄議長 次に、江口次長に答弁を求めます。

○江口消防局次長兼指令課長 それでは、指令課所管部分につきましてお答え申し上げます。  
特に平成26年度、次年度分についてお答え申し上げます。

消防救急無線デジタル事業の1年目に当たります平成26年度につきましては、消防局と飯能日高署をメインとする基地局と4カ所の補完基地局をネットワークで接続し、通信指令センターからコントロールするシステムを整備するものでございます。そのため、消防局北側駐車場には新たに42メートルの鉄塔を建設し、地上高43.2メートルの位置に、利得——こちらは電波の増幅率のことを意味します。この利得の大きい3段コーリニアアンテナを取りつけ、地上には無線局舎を設置するものでございます。また、飯能日高消防署につきましては、既存鉄塔の地上高52.5メートルの位置に、利得の大きいカージオイドアンテナを取りつけ、旧埼玉西部広域消防本部旧指令室内に無線局舎を設置するものでございます。この2カ所のメイン基地局からデジタル波を発信・受信し、山間部を除く構成5市全域をカバーするものでございます。

次に、奥武蔵の山間部につきましては、吾野、名栗、原市場、南高麗の各地区に補完局を4局設置するもので、吾野地区につきましては吾野鉱業所に、名栗地区につきましては名栗地区行政センターに、原市場地区につきましては倉掛峠に、南高麗地区は南高麗地区行政センターにそれぞれ補完基地局を設置し、不感地帯のエリアを最小限に抑え、山間部の通信指令体制を確保するものでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 末吉議員。

○末吉美帆子議員 1点だけ再質問をさせていただきます。

人件費について御答弁をいただきましたけれども、今後高齢化が進む中、救急需要の増加も考えられます。また、地震、台風、ゲリラ豪雨等の自然災害もさらに気候変動の中増加していくものと思われます。このような状況の中、消防職員が減少していくことに危惧を覚えるんですけれども、今後の職員採用についてどのような考えがあるのか、お伺いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

今後の職員採用についての御質疑ですが、構成各市の災害状況や消防力適正配置調査等を



踏まえ、職員採用計画を策定していきたいと考えております。いずれにいたしましても、業務の効率化を図りながら、職員配置を検討し、災害時における消防力が低下しないよう努めてまいります。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で、末吉議員の議案質疑は終了いたしました。

次に、荒川議員。

○荒川 広議員 私は、議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」の3款1項4目の警防活動費、車両更新整備事業でまず1点お伺いしたいのですが、これは議案資料の43ページに、所沢中央消防署の30メートル級はしご車のオーバーホール予算として3,200万5,000円を計上することとあわせて、当組合保有のはしご車8台のうち、平成26年度に所沢東消防署富岡分署配備のはしご車、平成29年度中に入間消防署藤沢分署配備のはしご車の廃車を予定するとしております。したがって、本予算には所沢東消防署富岡分署のはしご車の更新関連予算計上がありません。それでは、同分署管轄内の代替はしご車、これはどこの署所から出動させるのか。また、到着時間の遅延を解消する手だてはあるのかという点をまずお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて、消防年報を見ますと、はしご車の保有台数が平成25年4月1日現在は7台となっているんですね。そのうち所沢は2台となっているんです。それで今回の資料ですとトータル8台となっておりますので、所沢は2台なのか、今3台なのか、その辺もあわせて1点目でお答えいただきたい。

それから、2つ目の質疑は、3款1項7目指令業務費で119番受信事業の件です。議案資料では、指令情報出力装置、NTT固定電話、IP電話及び携帯電話の3種全ての電話に対応した統合型位置情報通知装置を予算計上しているとありますけれども、これほどのような機能を有しているのか、お伺いしたいと思います。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、橋本副局長に答弁を求めます。

橋本副局長。

○橋本消防局副局长 荒川議員の警防活動費、富岡分署配備のはしご車の廃車に関する御質疑にお答え申し上げます。

富岡分署管内の中高層建物で火災が発生した場合、はしご車の出動は富岡分署のはしご車と中央署のはしご車2台が出動することとなっており、富岡分署のはしご車が出動できない場合は東消防署のはしご車が出動する体制となっております。

はしご車の整備基準につきましては、国の「消防力の整備指針」により、消防署を設置単位とし、消防署から管轄する中高層建物火災に30分以内で現場活動が開始できれば管内に1台の整備基準となっております。

富岡分署につきましては東消防署の管轄内であり、東消防署から出動経路がほぼ直線で主要幹線道路を走行することから、東消防署配備のはしご車で30分以内の活動開始ができる体制となっており、基準を満たしているところでございます。また、新所沢跨道橋、通称アンダーパスが開通したことで、中央消防署から富岡分署管内への現場到着時間が短縮され、富岡分署のはしご車がなくなった場合においても、東消防署のはしご車と中央消防署のはしご車2台での初動体制がとれるところでございます。また、県道東京狭山線が開通したことにより、狭山消防署のはしご車も対応できるものと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、江口次長に答弁を求めます。

○江口消防局次長兼指令課長 それでは、指令課の所管部分についてお答え申し上げます。

第1回定例会議案資料46ページ、119番受信事業の3行目になるのですけれども、ごらんいただきたいと思えます。

平成19年、旧所沢市消防本部に通信指令センターを開設した際、NTTの発信地表示システムと携帯、IP電話の位置情報通知システムを導入しました。平成25年の広域再編に伴う指令システムの改修時に、従来からの発信地表示システムと位置情報通知システムを統合して、統合型位置情報通知装置に改修したものでございます。

なお、同装置の機能を具体的に申し上げますと、NTT固定電話とIP電話につきましては、顧客情報であります住所、氏名、電話番号等を119番受信時に機械的に取得することができます。また、携帯電話につきましては、電話番号と携帯電話に取り込まれた119番対応のGPS機能によりまして位置情報を取得できるものでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 それでは、まず車両更新整備事業、先ほど私、はしご車の保有台数のことを聞きましたけれども、ちょっと勘違いがありまして、所沢は東消防署に屈折はしご車というのがあるんですね。そうしますと言われたとおり8台ということになります。第1回目の質疑で、その辺ちょっと訂正いたします。

それでそもそも広域化前の私たちの説明資料におきましては、平成22年度刊行の消防年報によるはしご車の4消防本部の基準台数は10台、そして現有台数が9台、充足率は入間市消防本部の66.7%を除けば100%だったわけです。広域組織になることで充足率が一気に180%になってしまうというものでありました。当時の資料では、所沢市は3台の基準に対して現有3台でしたけれども、新年度では2台になってしまう。単独消防であるならば充足率が66%になってしまうということになります。広域化によるスケールメリットで消防力の強化が図られると言っておりましたが、むしろ弱体化ではないか。高層ビルがどんどんふえてい

る所沢市において、はしご車が減っていくという広域消防とはどういう意味があったのか、これが1回目の質疑なんです。

それで先ほど富岡分署のはしご車がなくなっても、東消防署がある、基準を満たしているということになれば、そうしますと、では広域前の単独消防時代には充足を超過していたということになりますか。基準をはるかに超過していたということになるのでしょうか。その辺のこともあわせてお伺いしたいと思います。

それから、119番受信指令業務なんですけれども、携帯電話のGPS、このGPSを備えた携帯電話というのは大体どのくらいの比率を想定しているのでしょうか。携帯電話ですと位置情報がなかなか把握できないということも聞かれておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○近藤常雄議長 橋本副局長。

○橋本消防局副局长 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、はしご車につきましては、現在の基準につきましては消防署を単位として設置するという今の整備指針でございます。広域前の各市につきましては消防署に1台と地域の実情により1台付加しているというのが実情でございました。というのは、例えば入間市の消防本部で1署でございます。基準とすれば1台でございますけれども、ただ、地域の実情というのがございまして、この地域の実情を入間市の場合は2台という形でやって、3台の基準としていたものでございます。広域になった時点で、各署にはしご車が配備されている、なおかつ各本部とも地域の実情で付加している車両が4台、5台あったということでございます。これらを精査して、地域の実情、いわゆる広域後の管内の実情を勘案して、その勘案の台数を1台とした。ですから、各本部が地域の実情を勘案した1台については、それらを精査した結果、広域後は1台と見て、基準を6台としたという形でございますので、この点、先ほど高層建物が増加したという形ですけれども、さきに答弁させていただいたとおり、高層建物は非常に耐火性能があり、それから、建物自体も安全基準を強化している、そういった部分がございまして、指針では30分の耐火性能が最低ありますので、そういった部分で30分以内にはしご車が到達するエリアについては消防署単位で1台でいい、そういうふうな基準を指針として出しているものと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、江口次長に答弁を求めます。

○江口消防局次長兼指令課長 お答えいたします。

初めに、携帯電話にGPS機能が備えられているものはどれほどあるかという御質疑でございますけれども、以前携帯電話業者に問い合わせたところ、全ての携帯電話にGPS機能がつけられているわけではなく、普及率については調べていないという回答がございました。

また、携帯電話の位置情報がどの程度なのかという範囲の問題ですけれども、消防の119番通報に対応しましたGPS機能が備えつけてあれば、半径20メートルから100メートルの範囲で位置を特定することができます。ただし、GPS機能が備えられていない場合は携帯電話事業者の基地局の位置情報によって表示されますので、おおむね半径2キロから7キロの範囲となります。

以上でございます。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 車両の更新整備事業で、3回目なんですけれども、ちょっとはっきりしてもらいたいのは、基準台数というのがいろいろな資料に出ています。これは多分国基準だと思うんです。国基準というものは、今話を聞いてみますとどうも地域の実情に応じて2台になったり3台になったり、それらもひっくるめて国基準というふうに言っていらっしゃるのでしょうか。国基準というのはいっと明確な物差しがあると思うんです。その辺のところは今の答弁を聞いた限りではどうもはっきりしない。

そうなりますと、では広域化によって国基準が緩和するわけですよ、充足率が緩和するわけですけれども、それにプラス、地域の実情に応じて、西部消防組合が独自に上乘せしてこれが基準だということでもいいわけなんですか。ちょっとその辺のところははっきりしないので答弁を整理してもらいたいんですね。それで例えば入間消防署の藤沢分署ははしご車が廃車に、29年度ですけれども、なくなってしまいますと、単独消防の単位で見ますと充足率が33%になってしまうわけですよ。だから、そもそも国の算出根拠、どういう考えなのかをもう1回整理して答弁をもらいたい。私は、当然高層ビルがどのくらいあるのかとか、そういう配置状況って全く配慮されないのかどうか、その辺のことについても、国基準のそういった算出根拠の中にはあるのではないかと思うので、お願いいたします。

○近藤常雄議長 ただいまの質疑に対し、橋本副局長。

○橋本消防局副局長 お答え申し上げます。

はしご車の設置基準につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、基本的には各消防署に1台、それから、基準、いわゆる地域の実情ということでございますけれども、従来の考え方ですと、平成12年、阪神・淡路大震災以降改正された今回の整備指針でございますけれども、それ以前につきましては、各署所、いわゆる消防署も分署も1.5キロ以内に10棟以上の高層建物があれば、そこにはしご車を整備しなさいという消防力の基準がございました。阪神・淡路大震災以降、はしご車の活動の有効性等を検討委員会で検討した結果、平成12年、17年の検討結果、改正をされたんですけれども、このときについてははしごの有効性を見直しを行って、建物の安全性、先ほど答弁させていただいたとおり、それから、避難上の問題、それから、構造上の問題も含めて中高層建物の特性を考えたはしご車の配置とい

うことで、いわゆる分署には30分以内で到着できる範囲であれば消防署に1台あればいいですよ、そういう指針に変わったというところがございます。

なお、今全国的にこの指針によれば、90棟に1件の割合の火災件数があるということをおっしゃっております。ですから、高層建物で例えば90棟以上、30分以内のところへ着かないエリア、30分で活動が開始できないエリアがあれば、そういったところは地域の特性で対応せざるを得ないということで、そういう部分があればもう1台設置、またはそういった部分で地域の実情という考え方になっていくのかなというふうな形です。

今、国も経費がかかるはしご車の基準の見直しを行って、特殊車両等の整備に力を入れていくというふうな考え方になってきていますので、そういった部分を含めて、各消防本部が今まで1台だと、いわゆる車検だとか故障だとかそういった部分に至った場合に活動に大変支障を来すということで、各本部2台、地域の実情という形で整備した意味合いもございます。

そういった部分を含めて、今回広域後にはしご車各署に1台、5台あって、そういった部分で支障が出る部分があれば、1台を付加して配備する。それには川があつたりいろいろな支障があつて、今後の活動をやっていく上で署プラス1台という形で活動していく考え方で今いますので、決して消防力が低下という考え方ではないということだけ御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で荒川議員の議案質疑を終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長 なければ、質疑を終結いたします。

---

#### ○討 論

○近藤常雄議長 これより討論に入ります。反対の方から願います。

討論ありませんか。

荒川議員。

○荒川 広議員 議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、反対の討論を行います。

反対するのは、所沢東消防署富岡分署配備のはしご車を廃止にするために更新関連予算を計上しなかったことであります。

所沢消防本部が単独消防であったときには、国基準3台に対して3台を保有する充足率100%であったものが、新年度には2台に減車する。単独消防ならば66%に充足率が後退す

ることになり、消防力の弱体化を招くこととなります。広域消防となったことで、対象人口がふえると国基準は緩和するという実態の伴わない数字のマジックだけで充足率100%を超えてしまうはしご車を今後も廃車するとの方針については説得力がありません。広域化によるデメリットを冷静な目で判断していただきたいと思います。

埼玉県上田知事がいち早く旗振り役で県内7ブロックの広域化を方針化しましたが、私どもの埼玉西部消防組合以外は遅々として進まない現状をどう見るのか、よく分析すべきであります。広域消防となったからといって、単純に国基準をうのみにせず、地域によって異なる高層ビル配置状況など、地域事情に即した独自の計画を持つべきであります。

今議会では埼玉西部消防組合の総合計画を策定するとの提案もされています。それならば、その計画策定の中に地域実情を勘案した独自の方針を計画に反映させ、その後に実施計画で具体化すべきではないでしょうか。

今回のはしご車の廃車という方針は熟慮されたものとは思えず、市民の命と財産を守るといふ消防の使命に逆行するものとして反対いたします。

○近藤常雄議長 次に、賛成の方。

安田議員。

○安田義広議員 議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対討論では、広域によって消防力が低下したのではという御指摘がございました。特にはしご車2台廃車される件につきましては広域化以前より計画されていたものであり、もちろん国の整備指針、配置基準にも適合しているものという答弁でございました。まさにこれは特殊車両の重複配備、答弁では地域の実情という言葉で説明されておりましたが、地域ごとに付加された部分、この重複配備をなくすという広域化メリットのまさしく実現であると私は解釈しております。それは車両があればあるほど消防力があるということになると思いますけれども、この経費削減により、単独消防では整備することができなかった特殊車両の整備を新たに図ることもでき、市民の安全・安心がより充実するものと理解しておりますので、消防力の低下という御指摘は当たらないと判断いたしております。

そして平成26年度の予算総額は昨年と比較して約9億4,000万円の増額となっています。その理由は、平成28年5月までに整備する消防救急デジタル化無線事業の開始による要因と前年まで構成市で負担していました埼玉県市町村総合事務組合退職手当特別負担金が本年度より組合の予算に計上されたためであることが議案説明及び質疑より明らかになっております。消防救急無線のデジタル化事業には充当率100%、交付税措置として元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される緊急防災・減災事業債を活用することによって、負担の少ない条件で整備されるようです。

退職手当の特別負担金については、発足以前のものには25年度の組合予算に計上できなかった、そのためということによく理解できました。

また、これらの事業費、負担金を除いた常備消防費は、人件費についても発足時の経費検証のときの予算額よりも少ないという説明もあり、財政の効率化に対する配慮が答弁よりよくわかりました。

このようなことから、「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」につきましては、広域化によるさまざまなスケールメリットを生かし、住民サービスの向上が図られ、市民の安心・安全を確保することのできる適正な予算編成であると考え、賛成を主張するものであります。

しかし、まだまだ発足後間もない規模の大きな消防局ですので、各種機材の活用レベルや規範ルールの共通理解、その実践など細部にまで至る統合には文化としてまだまだ熟度が足りていない面もあるかもしれません。そこは何より県下一番というプライドを持ち、全職員一丸となって私たちが誇れる消防局になっていただくよう、日々緊張感のある活動に励んでいただくことを切に願います。そして予想される関東の震災では大活躍の功名をオリンピック日本代表に負けないよう勝ち取ることができるよう期待して、賛成討論といたします。

○近藤常雄議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長　なければ、以上で討論を終結いたします。

---

#### ○採　　決

○近藤常雄議長　これより採決いたします。

議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤常雄議長　起立多数であります。よって、議案第6号「平成26年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休憩の宣告

○近藤常雄議長　ここで休憩いたします。再開は午後3時5分を予定しております。  
午後2時54分休憩

---

午後3時30分再開

出席議員 16名

---

◎再開の宣告

○近藤常雄議長 会議を再開いたします。

---

◎日程第7 一般質問

○近藤常雄議長 日程第7、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は4人であります。

お手元に配付してあります通告書のとおり順次質問を許します。

まず、町田議員。

○町田昌弘議員 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、消防体制の総括についてお伺いいたします。

平成20年3月に埼玉県消防広域化推進計画を策定し、さらに2年後の平成22年1月には埼玉県消防広域化第4ブロック協議会を立ち上げ、さまざまな検証を行ってきたことと思います。そして5市の協力により、昨年4月1日に埼玉西部消防組合として発足に至りました。御尽力いただきました多くの関係職員に深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

そこでお伺いいたします。

埼玉西部消防組合が発足後間もなく1年を迎えようとしておりますが、全体を総括して広域化の成果と課題をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

次に、埼玉西部消防組合発足に伴い、消防職員が対応していた消防団事務が市長部局へと移管されましたが、成果や課題として上げられることはあるのか、お伺いいたします。

2つ目の項目として、5市の地域防災計画と広域消防計画の整合性と作成状況についてお伺いいたします。

各市の地域防災計画は、地震被害想定や地域のさまざまな特性を考慮して作成されていることから、その対策や対応が5市によってそれぞれ違っております。埼玉県消防広域化第4ブロック広域消防運営計画においては5市の地域防災計画と整合性を図り、広域消防計画を作成すると明記されておりますが、現在までの作成状況をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○近藤常雄議長 ただいまの質問に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

御案内のとおり、埼玉西部消防組合が平成25年4月1日に発足し、間もなく1年が経過い



たします。新組織への準備期間が短かったこともあり、さまざまな調整をしながら消防行政を進めてまいりました。これまで大きな問題もなく事業を進めてこられたのも組合議員の皆様のお力添えがあつてのことと感謝いたします。

さて、この1年間を総括しましての成果でございますが、広域化による組織規模の拡大によるスケールメリットを生かした災害時の出動体制が強化できました。

まず、消防本部の総務や指令担当の職員を統合し、その人員を現場で活動する消防隊や救急隊に増員したことで保有車両を有効に活用することができ、迅速で効果的な災害対応が可能となりました。救急出動を例にしますと、広域前には全ての救急車両が出動し、待機救急車がなくなることもありましたが、広域化することにより、保有する救急車両がふえたことや直近方式での運用により待機救急車がなくなことは解消されております。また、消防車両も同様に、災害時の出動車両の増隊や現場到着時間が短縮されるなど、災害初動体制の充実により住民サービスの向上が図られたところでございます。

次に、今後の課題でございますが、住民の高齢化率の上昇に伴う救急需要の増大や首都直下地震が近い将来に発生することが危惧されるなど、消防活動体制のさらなる充実・強化が必要です。

また、平成25年12月13日には、地域防災体制の強化のため「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されました。広域化により消防団事務は構成各市防災担当部局が主管となりましたが、これまで以上に防災担当部局との緊密な情報共有や消防団を中心とした地域防災組織との連携強化を図る必要があると考えております。

いずれにいたしましても、当消防組合としましては政令市並みの大きな組織力を生かし、地域と一体となった消防行政を推進し、地域住民の皆様に安心・安全の提供に努めてまいります。

なお、以降の答弁につきましては、担当からお答えいたします。

○近藤常雄議長 次に、平沼副局長に答弁を求めます。

○平沼消防局副局長 私が担任いたします消防団事務、地域防災計画についてお答えいたします。

初めに、消防団事務が市長部局へ移管されたことによる成果や課題として挙げるものにはついてでございますが、これまで消防本部の所管でございました消防団と消防団員に関する事務が市長部局に移管し、構成市において事務をとっておりますが、消防団の運営や災害現場活動等における連携体制が低下しないよう、市長部局の消防団担当課へ消防職員を派遣するなど、市の担当課、消防団等関係機関と連絡調整を密にするとともに、一層の危機管理体制の充実強化が図れるように協力体制をとっているところでございます。

成果や課題につきましては、市長部局へ移管された事務ではございますが、参考までに狭

山市の例を申し上げますと、成果につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を一層推進していく中で、消防団長を初め、団員の皆様との意思の疎通が図られ、防災訓練や各種イベントにおいて、市長部局、消防団、消防署の連携がこれまで以上に強化されたこと、また、さまざまな情報の共有化が迅速に図られていると伺っております。

また、課題につきましては首都直下地震が近い将来に発生することが危惧される中で、消防団員の確保及び災害活動の体制づくりを図っていくことが課題と伺っております。

次に、広域消防計画の作成状況についてお答えいたします。

構成市では、改正災害対策基本法を受け、新たな被害想定のもとに地域防災計画を見直す予定と伺っております。

当組合といたしましても、構成市の地域防災計画を受けて、各市の地域特性を考慮し、構成市の地域防災計画との整合性を図り、管轄区域内における震災等による被害を軽減するため、震災警戒活動、震災警防活動及び風水害消防活動を実施するに必要な事項を定める規程等を作成する予定でございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 町田議員。

○町田昌弘議員 それでは、御答弁ありがとうございました。

総括については、広域化によるスケールメリットを生かした指導体制が強化できたとのことですので、引き続きそれを生かした取り組みで住民の安全と住民サービスの向上をお願いいたします。

また、消防団に関しては、連絡調整を密にして、引き続き良好な協力体制を継続していただきますようお願いいたします。

また、広域消防計画の作成状況につきましては、各構成市と整合性を図り、震災等による被害を軽減するためのさまざまな活動を実施するに必要な規程などを作成予定とのことですので、広域化のメリットを生かしたものを作成いただきますようお願いして、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○近藤常雄議長 以上で、町田議員の一般質問は終了いたしました。

次に、安田議員。

○安田義広議員 それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

私からは2点、平成26年1月31日、埼玉西部消防局で開催されました全員協議会において2点行政報告がございました。1つ目には、埼玉西部消防局の組織の改編について、もう一つは、第1次埼玉西部消防組合の総合計画の策定についてでございました。それぞれを議場において御説明願いたい、これが主でございます。

以上です。

○近藤常雄議長 ただいまの質問に対し、藤宮消防長に答弁を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 お答えいたします。

平成25年4月1日現在、当組合の管内人口は78万7,579人、職員数は定員877名、実員864名となっております。

当局の組織を「平成25年版消防現勢」をもとに比較しますと、管内人口は全国770消防本部中18番目となります。また、職員数では定員数、実員数ともに18番目になりますことから、組織の規模としましては政令市消防本部と同等規模に位置づけることができ、組合消防では最大となります。

こうした大規模消防に分類される消防本部の多くは部制組織であります。当局は課制を引いております。間もなく組合発足後1年を迎えようとしておりますが、消防行政を進めていく中で検討すべき課題が出てきたことも事実でございます。特に当組合は消防単独の一部事務組合でありますことから、固有の消防事務や活動に加えて、従前、市長部局に依存しておりました企画や総務部門、会計管理や出納部門、議会や監査などの事務事業がございます。こうした事務事業に対して必要となる機能を配置し、事務事業に関する意思決定権を付与させることで、事務事業の単位において迅速かつ柔軟な展開を可能にするとともに、新たな環境へ対応できる体制を構築するため、現在、課制から部制への機構改編を進めているところでございます。

現時点での改編案でございますが、消防局に企画総務部と警防部を置きます。企画総務部の直下に現在の企画財政課と総務課を置き、警防部の直下には現在の予防課、警防課、救急課及び通信指令センターを置くことで、消防行政運営をより効率的かつ効果的に推進していきたいと考えております。

なお、以降の答弁につきましては、担当からお答えいたします。

○近藤常雄議長 次に、田島副局長に答弁を求めます。

○田島消防局副局長 安田議員の2点目の一般質問にお答えいたします。

当組合では、今後の管内人口減少や少子高齢化の進展、地域の安心・安全への意識の高まりなど取り巻く諸課題を踏まえ、新たな時代の要請や住民ニーズに的確に対応するために総合計画を策定し計画的な消防行政を運営していくことが必要と考えております。

こうしたことから、総合計画の策定に当たり、策定の目的や基本的な視点、構成と期間、策定体制等について目指す方向性を示した総合計画策定方針を定め、この方針に基づき総合計画の策定に向け、業務を進めているところでございます。

初めに、総合計画の構成であります。基本計画と実施計画の二層構造としております。この理由につきましては、消防の施策が災害に関する実務的な活動や予防などの規制行政が

メインでありますこと、また、施策が他の分野に及ぶことや横断的に取り組むことが少なく、基本構想と基本計画の内容が重複しやすいことがあります。こうしたことから、総合計画を二層構造とすることで基本計画の位置づけや役割が明確になり、基本計画を実践的な経営計画にすることができると考えたものでございます。

計画の期間であります。基本計画は10年とし、社会・経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、5年後に見直しの可否について検討し、必要である場合には見直しを行います。また、実施計画は3年とし、毎年度見直しを行うローリング方式としております。

計画策定体制につきましては、消防局職員と構成市の政策企画及び防災・危機管理を担当する職員で組織する総合計画策定委員会を立ち上げ、構成市の職員にも参画していただきながら、各市の総合計画や財政状況にも配慮しつつ総合計画の策定を進めているところであり、策定スケジュールにつきましては総合計画の施行を平成27年4月1日とし、基本計画及び実施計画の策定を進めていく予定であります。

今後、議員の皆様へはしかるべき段階において総合計画（案）をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で、安田議員の一般質問は終了いたしました。

次に、末吉議員。

○末吉美帆子議員 通告に従いまして、4点、一般質問させていただきます。

まず、AEDの普及啓発についてお伺いいたします。

24年3月、25年3月の所沢市議会一般質問において、AED普及促進について質問がありました。埼玉西部消防局構成5市においては、既にAEDの貸し出しを行うなどの普及推進を行っている市もありまして、当時の所沢市の消防長は広域合併後に調整していくと答弁しております。それらの市の状況とあわせ、埼玉西部消防組合のAED普及啓発事業についてお伺いいたします。

それから、次に大災害時における住宅密集地域での消火活動についてお伺いいたします。

通常時の火災においては常備消防力を結集して消火に当たる万全の体制がとられているというふうに思いますが、大規模な災害がひとたび起こった場合、広大な地域を常備消防のみでは全てカバーするのは不可能だと言われております。関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災でも多くの人々が火災で命を落としました。

東京においては、特に下町と言われる木造を中心とした住宅密集地の火災を警戒し、防災対策を強化していると報道されております。12月20日付の東京新聞、埼玉新聞におきましても、東京の特に木造住宅密集地域、いわゆる「木密」と言われる地域についての計画見直しについて報道されております。

木造住宅密集地域というのは、木造住宅が建物全体の70%以上で、うち老朽化建物が30%以上などの条件に当てはまる地域を指すということで、約1万6,000ヘクタールあるというふうに東京都では報道されております。

そこで、埼玉西部管内の住宅密集地の消火活動についてのお考えを伺います。

それから、3点目、感震ブレーカーについてお伺いいたします。

地震時には揺れによって家具等が転倒、落下し、調理器具、電熱器具等が可燃物と接触しての出火、また、電気復旧時において断線した電気コード等からの出火など、火災原因が電気に関するものが多いと言われております。

先ほど御紹介いたしました12月20日付の東京新聞、埼玉新聞におきましては感震ブレーカーについて報道されております。首都直下地震では炎の津波とも呼ばれる大規模な延焼火災が想定されているが、出火防止対策として中央防災会議が打ち出したのが地震を感知して電気を遮断する感震ブレーカー普及促進である。今回の想定では、倒壊などが重なった場合を含めて最大43万棟が消失をする。しかし、感震ブレーカーなどで電気関係の出火を防ぐと23万9,000棟に減少する。家庭用消火器や近所の助け合いなどで初期消火が成功率を上げれば2万1,000棟に減るといふふうに中央防災会議では報告をしております。

感震ブレーカーというのは、先ほど言いましたように揺れと同時に配電盤で建物全体の電気をとめたり、コンセントごとに遮断したりする防災の切り札となるというふうに報道しております。今の普及率は数パーセントと見られていますが、政府は100%の設置を目指すというふうに報道しております。

そこで、今現状、感震ブレーカーについてのお考えをお伺いいたします。

それから、最後、救急車の適正利用についてお伺いをいたします。

今、高齢化がますます進む中、出動要請がふえるのではないかと不安に思われているのが救急車なんですけれども、救急車をタクシーがわりにするなど不適正利用の改善に向けて、ポスターなどを適正利用促進に向けて活動してこられたことは承知しております。この問題については市民のモラルに負うところが大きいのですけれども、この間改善されてきているのでしょうか。この間の救急車両の現状と推移についてお伺いいたします。

1回目は以上です。

○近藤常雄議長 　ただいまの質問に対し、橋本副局長に答弁を求めます。

○橋本消防局副局长 　末吉議員の私が担任するAED、救急に関する2点の御質問にお答え申し上げます。

初めに、AEDの普及啓発についてでございます。

当消防組合の構成市のうち、議員御指摘のとおり、飯能市及び狭山市で、主に催し物の貸し出し用としてAED1台を設置し、貸し出し事業を実施しております。

当消防組合としましては、救命講習等を通じてAEDの使用方法や有効性を普及啓発しているところであり、今後も構成市の担当課と連携を図り、AEDの普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、救急車の適正利用につきましてお答え申し上げます。

救急車の適正利用につきましては、御指摘のとおり、症状は軽いが、「交通手段がない」、「どこの病院へ行けばよいかわからない」などといった場合や通院等において、タクシーがわりに救急車を利用した救急出動が増加したため、平成19年ごろから、総務省消防庁を中心に救急車の適正利用を呼びかけるPRが始まり、その後救急出動は減少傾向でございました。

しかし、当消防組合管内においては、ここ数年救急出動が増加傾向にあり、平成25年中は前年と比較すると991件、率にして約3%の増となっており、要因としては高齢化社会や生活環境の変化などが上げられると考えております。

このような要因も含め、救急出動は年々増加の一途をたどると推測されますので、引き続き適正利用のPRを継続して、救急車を必要とする方に適正に利用していただけるよう促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、平沼副局長に答弁を求めます。

○平沼消防局副局長 私が担任します防災に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、大災害時における住宅密集地域での消火活動についてでございますが、東日本大震災、また阪神・淡路大震災のような大規模災害時では被害が広範囲に及ぶことが予想されます。大規模災害が発生した場合には、人命を優先しながら火災対応をするとともに、より多くの火災現場に消防部隊を出動させるため、平常時に比べ消防部隊を縮小して対応することになります。

住宅密集地での火災では、出火を早く発見し、初期段階で確実に消火し延焼させないことが被害の軽減につながることから、消防署と消防団が連携して消火活動や人命救助等さまざまな対応が行われますが、消防が果たすべき活動にも限界がありますので、地域防災のリーダー的な役割を持つ消防団を中心に、市民防災組織や、市民みずからが自分の身を自分が守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人たちがお互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要と考えます。

幸い、構成市におきましては、自主防災組織が組織され、消防といたしましても非常に心強く感じているところでございます。

自主防災につきましては、構成市の所管となるものでございますが、平常時から防災教育について、「自助・共助・公助」の役割分担を念頭に、関係機関が協力しながら取り組んでいくことが重要と考えます。

いずれにいたしましても、市の担当課、消防団等関係機関と連絡を密にし、情報連絡体制を含め、資機材の取り扱い及び教育・訓練指導等を進めてまいりたいと考えております。

次に、感震ブレーカーについてお答えいたします。

地震による大規模火災は、地震後の二次的に発生する火災であることから、火災の被害を軽減させることが第一と考えます。

阪神・淡路大震災の火災原因の約20%以上は、電気による火災でした。停電復旧後に送電され、スイッチの入ったままの電化製品が発火し、二次災害となりました。それ以降、避難するときは家の電源ブレーカーを切るという教訓が生まれました。

地震後の再通電時における出火防止対策としては、避難時にブレーカーの遮断を周知していくとともに、震度5の設定数値以上になった場合に、自動的に電源を遮断できる感震ブレーカーのPRに取り組んでいくことも、出火防止対策として有効と考えております。

いずれにいたしましても、防火訪問、防災訓練などの機会を通じて、感震ブレーカーのPRを実施し、出火の危険性の低減を図っていく必要があると考えます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 末吉議員。

○末吉美帆子議員 ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

AEDなんですけれども、コンビニエンスストアや事業所などへの設置推進について、管内の状況がどうなっているのかお尋ねします。

また、あわせて、先ほどお答えいただきました現在貸し出し等事業を行っている構成市の市長部局の担当課はどこかお伺いいたします。

それから、住宅密集地域での消火活動についてなんですけれども、先ほど私が言いましたのは東京の話なので、この管内の中では東京に比べればあれなんですけれども、ただ、新聞記事の中にも、ひとり暮らしの高齢者宅を色で塗った地図をつくり、見守り活動に取り組む町会とか燃えにくいとされるタブノキ植樹などの活動を続ける地元のまちづくり協議会などの例なども出ておまして、やはり先ほど御答弁いただきました自助・共助・公助のバランスが大事だというふうに思うんですけれども、何かそこら辺の対策がありましたら、お答えいただきたいと思います。

それから、感震ブレーカーについてなんですけど、今年度住宅密集地で半額補助する事業を始めた横浜市でも申請はまだ1件ということで、まずは感震ブレーカーの存在を知ってもらう必要があるというふうに記事にも載っておまして、先ほど御答弁のとおりかと思っておりますので、ぜひ活動を進めていただきたいと思います。

それから、最後の質問ですが、救急車なんですけど、救急車を呼ぶか呼ばないか判断を迷う

場合、埼玉県が実施している小児救急電話相談や病院案内など相談窓口の利用で、必要のない救急出動を減少させ、また市民の不安を減らせると思いますが、そういった相談窓口の周知徹底などの取り組みについてお伺いします。

○近藤常雄議長 ただいまの質問に対し、橋本副局長に答弁を求めます。

○橋本消防局副局长 お答え申し上げます。

当消防組合のAEDの設置状況につきましてでございます。

設置数につきましては、埼玉県のホームページによりますと、平成25年7月末現在、公共施設、医療機関、民間施設等に1,047カ所設置されております。

当消防組合としましては、救命講習等を通じてAEDの有効性を周知し、店舗や事業所等へのAED設置について、今後も普及啓発を図ってまいりたいと思っております。

また、貸し出し事業を行っている構成市の担当につきましては、飯能市が健康推進部保健センター、それから、狭山市が長寿健康部健康推進課が窓口と伺っております。

続きまして、救急電話相談等の周知についてということでお答えします。

埼玉県は、現在実施している小児救急電話相談や、また、埼玉県が2月7日に報道発表いたしました大人向けの救急電話相談など、これらの相談窓口を積極的に利用していただけるようホームページや広報紙などを通じて周知し、救急車が適正に利用されるよう今後もPRに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、平沼副局長に答弁を求めます。

○平沼消防局副局长 それでは、消防の観点からの大規模災害時における木造住宅密集地での消防活動対策についてお答えいたします。

大規模災害時では、木造密集地域において、効果的な消防活動を行うため、通常の消防車両の出動に加え、可搬ポンプが搬送できる積載車及び消防水利や火災現場直近へ到着できる可能性が高い消防ポンプ車の活用を図っております。また、各署において、道路が狭隘などの状況や建物の密集状況、消防水利の設置箇所等の把握に努め、消防活動の困難性を認識するなど、木造密集地域の火災について、消防活動対策が構築されているところでございます。

以上でございます。

○近藤常雄議長 以上で、末吉議員の一般質問は終了いたしました。

次に、荒川議員。

○荒川 広議員 私は、通告に従って大きく4項目についてお尋ねいたします。

まず、1点目は、聴覚障害者の119番受信についてでありますけれども、これはファクスによる119番については現在所沢消防管内しか受信されないと聞き及んでおりますけれども、組合構成市全ての地域で受信することが可能となるのかどうか、まず、1点お伺ひしたい。



2点目は、埼玉県ドクターヘリ飛行場離着陸場登録地の件ですけれども、現在、86カ所ありますが、入間市と狭山市が極端に少ない。両市には小中学校が1校も含まれていないというのが特徴となっております。登録地の拡大についての所見を伺いたい。

3点目は、分署の職員体制についてです。広域化後の直近出場方式による出場頻度増の分署への職員配置、これは適正に行われているのかどうか。

4点目、指令が一本化したことで現場到着時間との因果関係はあるのかどうかということですが、一班につき9名による埼玉西部消防局の現指令体制が、それ以前の広域化以前の体制と比較して現状把握、これにおくれをとるのではないかと。

この4点についてお伺いしたいと思います。

○近藤常雄議長 ただいまの質問に対し、橋本副局長に答弁を求めます。

○橋本消防局副局长 荒川議員の3点の御質問にお答えいたします。

初めに、聴覚障害者の119番通報が全域、いわゆる構成市全域で受信可能な状態にあるのかどうかという御質問だったと思います。

聴覚障害者の119番通報の手段としましては、「FAX119番」、御指摘のとおりでございます。それと「Web119番システム」を導入してございます。

「FAX119番」通報につきましては、119番回線を利用しておりますので、構成5市の全域内からの通報は全て指令センターで受信しております。

次に、「Web119番」につきましては、携帯電話やスマートフォンなどのインターネット接続機能を利用して通報を行うことができるシステムでございまして、こちらも構成5市の全域内からの通報を全て指令センターで受信してございます。

続きまして、ドクターヘリに関する御質問にお答えします。

現在、ドクターヘリ臨時離発着場登録数は、御指摘のとおり、所沢市が30カ所、飯能市が25カ所、狭山市が7カ所、入間市が11カ所、日高市が13カ所の合計86カ所でございます。

このうち、御指摘のとおり、狭山市、入間市では小中学校を指定してございませませんが、これにつきましては当時の構成市消防本部が立地条件や救急車が容易に接近できる導線など、地域環境を考慮し、適した場所を登録したものでございます。現在のところ、指定しております離発着場で対応することができておりますので、今後につきましても現在の登録箇所に対応していきたいと、そういうふうに考えております。

次に、分署の職員配置についてでございます。

御案内のとおり、当局では一番近い消防署所から消防車や救急車を出動させる直近方式を採用し、さらに全ての車両に車両動態位置管理装置を導入し、走行中でも災害現場に一番近い車両を選択する出動体制をとり、現場到着時間が短縮され、住民サービスの向上が図られているところでございます。

一方、所沢東消防署のほか、構成市の市境で、比較的人口が多い地域に所在します富士見分署、広瀬分署、藤沢分署、稲荷分署など幾つかの署所におきましては、救急出動件数が増加しているところがございます。これら消防署所の当直配置人員につきましては、広域化前の検証結果を踏まえ増員を図ったところがございますが、当組合が発足し間もなく1年を迎えますことから、改めて災害出動件数などの実績値をもとに検証し、人員を効果的に配置してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、江口次長に答弁を求めます。

○江口消防局次長兼指令課長 それでは、指令課所管部分につきましてお答え申し上げます。

指令の一本化によりまして現場把握におくれを生じていないかとの御質問でございますが、初めに、一本化されました現在の指令センターの指令員の勤務体制について御説明申し上げます。

指令員は、24時間3交代制で、各グループにはリーダーである主幹を2名配置し、9名体制で指令業務を行っております。構成市の地理や地域の実情、歴史等の知識が特に必要であることから、旧所沢市から3名、旧埼玉西部広域から2名、旧狭山市から2名、旧入間市から2名の職員を各グループに均等に配置しております。

次に、議員御指摘の現場把握の件でございますが、旧所沢市消防本部を除き、旧構成消防本部には発信地表示システム等の新指令システムが導入されていなかったために、全ての通報に対しまして、指令員本人が通報者からの聴取によりまして災害地点情報を入力するなどの作業を行っていましたが、現在の新指令システムでは、固定電話から通報の場合は発信地情報を機械的に取得できますので、災害地点の把握が迅速となり、覚知から指令までの時間短縮が可能となっております。

また、あわせて、災害地点の把握が迅速になったことから、出場隊に対してより早く予告指令を行うことも可能になりましたことから、出場準備が早くなり、指令から現場到着までの時間も短縮されたと理解しております。

なお、通報者からの住所が不明確な場合は、他の指令員が住所を特定するための補助体制をとっておりますので、特に問題はないものと考えております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 1番目は、わかりました。

これは119番については、では私の聞き間違いということになりますか。何かホームページを見たらそのように記してあった。確かめたら、新年度からは全域でやるんだというようなことを言っていたというようなどころも聞きましたので質問したんですけども、そうで

はないということですね。

2点目なんですけれども、埼玉県ドクターヘリの飛行場離着陸場の登録地なんですけど、確かに広域前の構成市独自の判断でやっていたと思うんです。今回広域化して関係5市のそれぞれの一覧表を比較してみると、余りにも入間、狭山が少ないということが、入間、狭山の私どもの所属する議員の間からも何でこんなに少ないんだということがよく比較して初めてわかったということなんです。今度は構成市の判断ではないわけですから、今度は西部広域組合としてこれでいいのかというようなことも含めた是非を判断するのは組合だと思っただけなんです。そういった意味で、やはりこれだけ条件に合っていれば多いほうがいいわけなのであって、そうした登録地を拡大していくというような所見はないのでしょうか。これについて、もう一度御答弁をお願いします。

それから、3つ目なんですけれども、分署の職員体制について、市境についてふえているという御答弁がありました。これはぜひ数値で検証してもらいたいと思うんです。私がいただいた資料で、私が独自に計算した、各消防署別の救急出動数における分署別の出動割合、いわゆる何件救急出動して、そのうちこの分署には大体構成が何パーセントくらい出動していたという、そういう数字なんです。藤沢は、広域前は1月、2月、3月、大体31%、33%、32%、広域後、4月以降12月までの9カ月なんですけれども、1、2、3月以上ですね、いわゆる34%以上の月が、4月から12月まで9カ月間のうち、まさに34%以上というのが9カ月なんです。明らかに藤沢というのは非常にふえている。とりわけその隣の三ヶ島が1月、2月、3月、広域化前は25%、22%、22%だったんですけれども、これはほとんど25%にはいっていません。24%までです。ですから、三ヶ島は減ってきているという印象がしますし、入間西武は23%、21%、22%だったものが、4月以降9カ月、広域前は23%が最高だったのですが、24%以上というのが9カ月のうちの4カ月、広瀬も24%が最高だったのですが、25%以上が9カ月のうち8カ月、稲荷が30%が最高だったのですが、31%以上というのが7カ月、明らかにこれはふえているわけです。

これに対して職員配置がされていないのではないかと。よく最近、分署が鍵がかかっている、出払っている。鍵をかけて、いないということも聞き及んでいるわけですね。多分広域前はそういうことはなかったのではないかと。そういう意味では一刻も早い職員の適正な配置というものが必要なのではないかと。出払ってしまう状態というのは把握されているのかどうか、これについて再度答弁をお願いします。

それから、4番目なんですけれども、確かに固定電話については問題ないんですけれども、携帯電話なんです。先ほどの議案質疑でもありましたけれども、携帯電話の場合、それまでは各構成市の消防本部が受けていたわけですから、例えば狭山市の入間川の河川敷のこの辺と言っても大体わかると思うんです。それが今度は全てが狭山市の人ではないわけで、

河川敷のどこどこ、目標なんか余りわからないけれども、でも地元の人はずぐわかるということなんです、そういうものが把握しにくくなったのではないかというふうに思うわけです。

そのことと、いわゆる火災の焼損棟数といいますか、いわゆる全焼というのが全体的には少ないんですけども、しかし、地域によってふえたり、だから現場確認がおくれたために全焼になってしまうということがあるかどうかちょっとわかりませんが、数字だけ見れば、日高市は7件だったのが8件になっている。それから、狭山市は全焼が2件だったものが4件になっている、こういうこととの因果関係があるのかどうかわかりませんが、この辺の体制、先ほど補助されていると言うのですけれども、少なくとも広域前は大体地域を網羅、ほとんどが把握している、それとは少し弱まってきているのではないかという印象を受けるんですけども、その点についてお願いします。

○近藤常雄議長　　ただいまの質問に対し、橋本副局長に答弁を求めます。

○橋本消防局副局長　　お答え申し上げます。

初めに、ドクターヘリの離着陸場について、拡大していく考えはどうかという御質問だったと思います。

先ほどお答え申し上げましたとおり、今現状で管内に86カ所ドクターヘリの離着陸場があるということで、26年1月の資料、いわゆる県のポイント一覧の中で埼玉西部消防組合の数が86カ所で一番多いわけですが、そういった部分からいって、決して全体では県内では少ないわけではなくて、逆に多いポイントを持っているということでございます。ですので、今後も含めまして、こういう全県の状況、それから、ドクターヘリの運用状況、これらも見据えながらいろいろ考えていきたいというふうに思っておりますけれども、現状では今の時点では支障なく運航してございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の職員の適材配置ということで、全部出払ってしまうので、支障があるのではないかという内容だと思います。

私ども広域になるときに、例えば藤沢分署が御指摘のとおり救急件数がふえるのではないかという形で職員をふやしまして、今そういう意味で4月から12月まで御指摘のとおり409件ふえた。その中で職員を増員して対応させていただいているというのが現状でございます。そういった部分を含めて、直近方式をとっているものでございますから、今までの各署所の出勤とはやはり違って、職員配置もそういう出勤件数に見合った配置にしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、この1年間の実績を踏まえながら、そういう出勤態勢、人員体制等をこれから構築していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○近藤常雄議長 次に、江口次長に答弁を求めます。

○江口消防局次長兼指令課長 お答えいたします。

指令課が一本化されたことによって、場所を特定するのに時間がかかっているのではないかとこの御質問でございますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、住所不明な場合は、他の指令員が協力して場所を特定する補助体制をとっておりますので、問題ないと思っております。

ただ、しかしながら、携帯電話につきまして先ほど言いましたけれども、GPS機能がついておりましてもおおむね10メートルから100メートルの誤差がございます。河川敷の場合は右岸か左岸かという差にもなってきます。ですから、その場合、指令課員は何度も何度も正確な住所を確定するために聴取するわけでございます。ですから、1回で確定する場合もあれば、何回も何回も聞いてその場所を確定する場合があります。通報してきた人がその場所をよく知っている人もいますし、初めて来た人もいますので、そういう場合もありますので、何回も聴取するということが御理解をお願いしたいと思っております。ですから、これは広域とは関係ないと思っております。

それから、全焼の関係でございますけれども、先ほど全焼につきましては発見のおくれ、通報のおくれ、気象状況等々さまざまな理由がございますので、指令課の一本化とは全く関係ないものと考えております。

以上でございます

○近藤常雄議長 荒川議員。

○荒川 広議員 最後、今の指令の問題で最後にお伺いしたいのですけれども、いわゆる携帯電話のGPSがついているものはそれはいいのですけれども、ついてないのがほとんどではないかと思うんですけれども、ついてない場合は先ほどの話だと2キロから5キロなんですよ。そういうことになれば、やはり地元精通の方が全員がいた広域以前と比べると、その部分が弱体化するんじゃないかなという印象を受けるんですよ。その辺はどうでしょうか、最後にお伺いします。

○近藤常雄議長 江口次長。

○江口消防局次長兼指令課長 お答えいたします。

GPS機能がついていないもので2キロから7キロと言われております。GPSにつきましては、今スマートフォンなどがかなり普及しておりますけれども、スマートフォンはパソコン機能が強いためにGPSのほうは弱いと言われております。ですから、実際にはスマートフォンはより正確かというところ、いろいろな情報があります。

その中で、私どもとしてはGPS機能がついてない携帯に対しましても細かく説明を受けて探しております。

議員御心配されておりますその地域に詳しくない指令課員がとった場合どうするのかというところでございますけれども、先ほどから再三申していますように補助体制をとっておりますので、旧所属の職員がその地理でもって探していく。その地域独特の言い回しの何々通りですとか、そういったものがありますので、一見聞いただけではわからない場合がありますから、そういった場合は、あ、ここだよというふうに地図を補助した人が探して行って、正確な地図をまた出して、それを受けている指令員のほうに送って場所の特定を急いでおりますので、特に問題ないと思っております。

以上です。

○近藤常雄議長　以上で、荒川議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終わります。

---

#### ◎議事日程の追加

○近藤常雄議長　お諮りいたします。

ただいま管理者から、議案第7号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長　御異議なしと認めまして、議案第7号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### ◎休憩の宣告

○近藤常雄議長　ここで休憩いたします。

午後4時27分休憩

---

午後4時28分再開

出席議員 16名

---

◎再開の宣告

○近藤常雄議長 会議を再開いたします。

---

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第7号）

○近藤常雄議長 日程第8、議案第7号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

---

○提案理由の説明

○近藤常雄議長 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第7号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」、提案理由を御説明申し上げます。

平成26年1月29日付埼総発第12号により、埼玉縣市町村総合事務組合管理者から当組合管理者宛てに埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について依頼がありましたが、当組合に到達したのが1月31日、全員協議会後でありましたことから、追加議案として提案するものでございます。

内容につきましては、平成26年4月1日から、組合名称が「彩北広域清掃組合」から、「鴻巣行田北本環境資源組合」に変更されることに伴う埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについての協議でございます。

なお、本議案の参考資料としまして、埼玉縣市町村総合事務組合規約の新旧対照表を添えてありますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○近藤常雄議長 以上で説明を終わります。

---

○質 疑

○近藤常雄議長 これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長      なければ、質疑を終結いたします。

---

○討 論

○近藤常雄議長      これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長      なければ、討論を終結いたします。

---

○採 決

○近藤常雄議長      これより議案第7号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○近藤常雄議長      御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎管理者挨拶

○近藤常雄議長      ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者      平成26年埼玉西部消防組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、御提案申し上げました7議案につきましてそれぞれ原案どおり可決いただき、厚く御礼申し上げます。皆様からいただきました御意見、御要望等につきましては調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいりたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

---

◎閉会の宣告

○近藤常雄議長      これで、付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって平成26年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後4時34分閉会

---



職務のため議場に参加した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 原 崑 秀 男

企画財政課副主幹（書記） 岸 文 隆

企画財政課副主幹（書記） 加 藤 陽 一

企画財政課主査（書記） 栗 山 秀 晶

企画財政課主査（書記） 沼 井 俊 明

議 長	近 藤 常 雄
署名議員	浜 野 好 明
署名議員	向 口 文 恵